

## 有料老人ホーム 重要事項説明書

作成日 2025年07月01日

### 1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ベネッセスタイルケア
代表者	代表取締役 滝山 真也
所在地	〒163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル
電話番号 / FAX 番号	03-6836-1111 / 03-6836-1101
ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/
設立年月日	1995年09月07日
直近の事業収支決算額 ※1	(収益) 143,592 百万円 (費用) 138,601 百万円 (損益) 4,991 百万円
主要取引金融機関	三井住友銀行
会計監査人との契約	有 有限責任監査法人トーマツ
他の主な事業	介護保険指定事業(訪問介護、通所介護他)、保育事業

※1 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

### 2 施設概要

施設名	メディカル・リハビリホームくらら戸塚	
施設の類型及び表示事項	類型	<input checked="" type="checkbox"/> 1 介護付 ( <input checked="" type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型 ) <input type="checkbox"/> 2 住宅型 <input type="checkbox"/> 3 健康型
	居住の権利形態	<input checked="" type="checkbox"/> 1 利用権方式 <input type="checkbox"/> 2 建物賃貸借方式 <input type="checkbox"/> 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	<input type="checkbox"/> 1 自立 <input type="checkbox"/> 2 要介護 <input type="checkbox"/> 3 要支援・要介護 <input checked="" type="checkbox"/> 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	<input checked="" type="checkbox"/> 1 指定介護保険特定施設 (番号 1471000412、指定年月日 2000年12月01日) <input type="checkbox"/> 介護専用型 <input checked="" type="checkbox"/> 混合型 <input type="checkbox"/> 混合型(外部サービス利用型) <input type="checkbox"/> 地域密着型 <input type="checkbox"/> 介護予防 <input type="checkbox"/> 介護予防(外部サービス利用型) <input type="checkbox"/> 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 全室個室(夫婦等居室含む) <input type="checkbox"/> 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2 : 1 以上
	提携ホームの利用等	<input type="checkbox"/> 1 提携ホーム利用可 ( ) <input type="checkbox"/> 2 提携ホーム移行型 ( )
開設年月日	2000年12月01日	
施設の管理者名	粕谷 規子	
所在地	〒244-0816 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町865番1号	
電話番号 / FAX 番号	045-866-1165 / 045-866-2320	
メールアドレス	-	
交通の便※3	JR 東海道本線・横須賀線・横浜市営地下鉄「戸塚駅」下車、徒歩9分(約720m)	
ホームページアドレス	http://www.benesse-style-care.co.jp/	

敷地概要※4	権利形態 <input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借地 (借地の場合の契約形態) <input type="checkbox"/> 通常借地契約 <input type="checkbox"/> 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) (通常借地契約における自動更新条項の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 敷地面積 2650.67 m <sup>2</sup>																																																																					
建物概要	権利形態 <input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借家 (借家の場合の契約形態) <input type="checkbox"/> 通常借家契約 <input type="checkbox"/> 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) (通常借家契約における自動更新条項の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階建 1棟 (耐火建築物) 延床面積 4846.05 m <sup>2</sup> (うち、有料老人ホーム 4846.05 m <sup>2</sup> ) 建築年月日 建築 改築年月日 2000年11月改築 建築確認の用途指定 <input checked="" type="checkbox"/> 有料老人ホーム <input type="checkbox"/> その他( )																																																																					
居室、一時介護室の概要	居室総数 74室 定員 74人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="536 618 1382 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居室</td> <td>個室</td> <td>74室</td> <td>14.9 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		居室定員	室数	面積	居室	個室	74室	14.9 m <sup>2</sup>	うち2人定員	室		2人部屋(相部屋)				人部屋(相部屋)			一時介護室	個室			2人部屋(相部屋)			人部屋(相部屋)																																											
	居室定員	室数	面積																																																																			
居室	個室	74室	14.9 m <sup>2</sup>																																																																			
	うち2人定員	室																																																																				
	2人部屋(相部屋)																																																																					
	人部屋(相部屋)																																																																					
一時介護室	個室																																																																					
	2人部屋(相部屋)																																																																					
	人部屋(相部屋)																																																																					
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1"> <tr> <td>共同生活室(エントランスの場合)</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>食堂(兼 談話室)</td> <td>設置階</td> <td>各階 ( 30.0 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>浴室(一般浴槽)</td> <td>設置階</td> <td>各階 ( )</td> </tr> <tr> <td>浴室(特別浴槽)</td> <td>設置階</td> <td>1階 ( )</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>設置箇所</td> <td>各居室内、共用7箇所</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td>設置箇所</td> <td>各居室内、共用7箇所</td> </tr> <tr> <td>健康管理室(兼 事務室)</td> <td>設置階</td> <td>1階 ( 54.0 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>談話室(兼 食堂)</td> <td>設置階</td> <td>各階 ( 30.0 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>設置階</td> <td>1階 ( 108 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>応接室/面談室/相談室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>事務室(兼 健康管理室)</td> <td>設置階</td> <td>1階 ( 54.0 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>宿直室</td> <td>設置階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>設置階</td> <td>各階 ( )</td> </tr> <tr> <td>個人洗濯室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>汚物処理室</td> <td>設置階</td> <td>各階 ( )</td> </tr> <tr> <td>看護・介護職員室</td> <td>設置階</td> <td>各階 ( 5.0~22.5 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室</td> <td>設置階</td> <td>1階 ( 66.0 m<sup>2</sup> )</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他の共用施設との兼用 無</td> </tr> <tr> <td>健康・生きがい施設</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>外来者宿泊室</td> <td>設置階</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>エレベーター ※5</td> <td></td> <td>1基(ストレッチャー搬入可 1基)</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>設置箇所</td> <td>法令に基づき設置</td> </tr> <tr> <td>居室のある区域の廊下幅</td> <td></td> <td>両手すり設置後の有効幅員 片廊下 ( 1.2m~1.4m )</td> </tr> </table>	共同生活室(エントランスの場合)	設置階	( )	食堂(兼 談話室)	設置階	各階 ( 30.0 m <sup>2</sup> )	浴室(一般浴槽)	設置階	各階 ( )	浴室(特別浴槽)	設置階	1階 ( )	便所	設置箇所	各居室内、共用7箇所	洗面設備	設置箇所	各居室内、共用7箇所	健康管理室(兼 事務室)	設置階	1階 ( 54.0 m <sup>2</sup> )	談話室(兼 食堂)	設置階	各階 ( 30.0 m <sup>2</sup> )	多目的室	設置階	1階 ( 108 m <sup>2</sup> )	応接室/面談室/相談室	設置階	( )	事務室(兼 健康管理室)	設置階	1階 ( 54.0 m <sup>2</sup> )	宿直室	設置階		洗濯室	設置階	各階 ( )	個人洗濯室	設置階	( )	汚物処理室	設置階	各階 ( )	看護・介護職員室	設置階	各階 ( 5.0~22.5 m <sup>2</sup> )	機能訓練室	設置階	1階 ( 66.0 m <sup>2</sup> )			他の共用施設との兼用 無	健康・生きがい施設	設置階	( )	外来者宿泊室	設置階	( )	エレベーター ※5		1基(ストレッチャー搬入可 1基)	スプリンクラー	設置箇所	法令に基づき設置	居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 片廊下 ( 1.2m~1.4m )
共同生活室(エントランスの場合)	設置階	( )																																																																				
食堂(兼 談話室)	設置階	各階 ( 30.0 m <sup>2</sup> )																																																																				
浴室(一般浴槽)	設置階	各階 ( )																																																																				
浴室(特別浴槽)	設置階	1階 ( )																																																																				
便所	設置箇所	各居室内、共用7箇所																																																																				
洗面設備	設置箇所	各居室内、共用7箇所																																																																				
健康管理室(兼 事務室)	設置階	1階 ( 54.0 m <sup>2</sup> )																																																																				
談話室(兼 食堂)	設置階	各階 ( 30.0 m <sup>2</sup> )																																																																				
多目的室	設置階	1階 ( 108 m <sup>2</sup> )																																																																				
応接室/面談室/相談室	設置階	( )																																																																				
事務室(兼 健康管理室)	設置階	1階 ( 54.0 m <sup>2</sup> )																																																																				
宿直室	設置階																																																																					
洗濯室	設置階	各階 ( )																																																																				
個人洗濯室	設置階	( )																																																																				
汚物処理室	設置階	各階 ( )																																																																				
看護・介護職員室	設置階	各階 ( 5.0~22.5 m <sup>2</sup> )																																																																				
機能訓練室	設置階	1階 ( 66.0 m <sup>2</sup> )																																																																				
		他の共用施設との兼用 無																																																																				
健康・生きがい施設	設置階	( )																																																																				
外来者宿泊室	設置階	( )																																																																				
エレベーター ※5		1基(ストレッチャー搬入可 1基)																																																																				
スプリンクラー	設置箇所	法令に基づき設置																																																																				
居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 片廊下 ( 1.2m~1.4m )																																																																				
消防用設備等	<table border="1"> <tr> <td>消火器</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>火災通報設備</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>防火管理者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>防災計画(水害・土砂災害を含む)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table>	消火器	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自動火災報知設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	火災通報設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	スプリンクラー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	防火管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	防災計画(水害・土砂災害を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																									
消火器	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																					
自動火災報知設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																					
火災通報設備	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																					
スプリンクラー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																					
防火管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																					
防災計画(水害・土砂災害を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																					
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各居室、共用トイレ、浴室・脱衣室にナースコール設置 安否確認の方法・頻度等 1日1回以上実施(定期的な巡回や介護サービス提供時)																																																																					
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要※6	なし																																																																					

有料老人ホーム事業の提携 ホーム及び提携内容	なし
---------------------------	----

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。  
 ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。  
 ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。  
 ※6 同一建物内の施設は全て、営業主と面積とともに記入する。併施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合（指定居宅介護支援を含む。）は、その種類と番号を記載すること。

### 3 利用料 ※7

#### (1) 利用料の支払方式

支払方式※8	<input type="checkbox"/> 前払い方式 <input checked="" type="checkbox"/> 月払い方式 <input type="checkbox"/> 選択方式	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱	① 減額なし（食材費・介護保険給付費以外の利用料） ② 日割計算で減額（介護保険給付費）、1食単位で減額（食材費） ③ 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通費用および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。</li> <li>・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。</li> <li>・くらは上乗せ介護費用については、消費者物価指数および人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。</li> <li>・敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。</li> </ul>
	手続き	

#### (2) 前払い方式：非該当

#### (3) 月払い方式

費用の支払い方法※9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷金は契約締結後、請求書を発行いたします。お支払方法は、請求書記載の振込期日までに指定金融機関口座へお振込みのみとさせていただきます。</li> <li>※本契約が終了した場合、ベネッセスタイルケアは、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、敷金を利用者に返還します。敷金を返還する時点において、不払いが存在する場合、当該不払いの額を控除した残額のみを利用者に返還します。</li> <li>・月額利用料その他は、原則、毎月自動振替</li> <li>前月の利用に係る料金その他精算を必要とする費用に関する請求書を毎月15日までに送付します。自動振替の場合は当月26日にご指定いただいた金融機関口座（法人名義の口座はご指定いただけません。）より引き落とし、お振込みの場合は当月26日までに指定口座にお振込み願います。</li> <li>※26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日</li> <li>※自動振替またはお振込みについては、本店（本社）の所在地が日本国内であって、かつ、日本国内の支店の金融機関口座のご使用をお願いいたします。（上記以外の金融機関口座による対応はいたしかねます）</li> <li>※金融機関口座からの自動振替は収納代行会社を通じて行います。収納代行会社の都合上、一部ご使用いただけない金融機関もあります。</li> <li>※金融機関口座からの自動振替を選択した場合も、金融機関での手続きが完了するまでの1～2ヶ月間は金融機関口座へのお振込みとなります。</li> </ul>						
敷金	660,000 円						
月額利用料	386,230～462,130 円						
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有						
要介護度に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有						
料金プラン※10 (単位：円)	プラン名	月額利用料	内訳				
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額
月額支払型契約	386,230～462,130	139,150	97,900～173,800	39,180	—	110,000	—

算定根拠 ※11	管理費	施設の維持・管理費、水光熱費、厨房運営費等																																					
	介護費用	①くから上乗せ介護費用：当ホームでは要介護者・要支援者2名に対し、常勤換算1名以上の職員体制（週40.0時間換算）をとっているほか、看護職員を24時間配置しています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。 ②要介護認定が自立の場合：くから上乗せ介護費用（自立）が適用になります。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まれていません。																																					
	食費	【食材費】 1日1,306円、30日で計算した場合、1人あたり39,180円です。 （内訳：朝食291円、昼食432円、夕食583円） なお、所定の期限までに欠食の届けをした場合は、1食単位で料金をいただきません。  上記の「朝食、昼食、夕食」の食材費について、消費税法等が定める条件を満たす場合に軽減税率を適用しています。																																					
	光熱水費	管理費に含みます。																																					
	家賃相当額	【家賃相当額】 居室および共用施設の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。																																					
	その他	なし																																					
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用、については実費をご負担いただきます。また、有料サービスの利用料および月額利用料に含まれないサービス等は、（別添1）介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表に定めるとおりです。																																						
介護保険に係る利用料 （介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額が自己負担）	利用者ごと、要介護（要支援）認定の結果に応じて、以下のようになります。  ※「基本報酬」に、「夜間看護体制加算（Ⅰ）」「協力医療機関連携加算（100単位／月）」「個別機能訓練加算（Ⅰ）」「生活機能向上連携加算（Ⅱ）」「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」「入居継続支援加算（Ⅰ）」「ADL維持等加算（Ⅱ）」「科学的介護推進体制加算」「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」「高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）」「生産性向上推進体制加算（Ⅰ）」を含めた1割負担の方の場合における自己負担額（目安）です。 要支援1・2については「夜間看護体制加算」「入居継続支援加算」「ADL維持等加算」は含まれていません。要介護1～5については「入居継続支援加算」を算定する場合は「サービス提供体制強化加算」は算定できない為、下表にも含まれていません。 なお、下表の金額は算定した加算の内容等によって実際の自己負担額と異なる場合があります。 ※自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は、1割の場合の概ね3倍の金額になります。																																						
	<p>特定施設入居者生活介護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> <th>自己負担額（1割負担の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>225,516円</td> <td>22,552円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>249,818円</td> <td>24,982円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>275,214円</td> <td>27,522円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>298,798円</td> <td>29,880円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>323,829円</td> <td>32,383円</td> </tr> </tbody> </table> <p>各種加算の状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>退院・退所時連携加算</td> <td>■有 □無</td> </tr> <tr> <td>退居時情報提供加算</td> <td>■有 □無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入居継続支援加算 *1</td> <td>■有 □無</td> </tr> <tr> <td>■ I □ II</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活機能向上連携加算</td> <td>□有 ■無</td> </tr> <tr> <td>□ I □ II</td> </tr> <tr> <td>個別機能訓練加算</td> <td>□有 ■無</td> </tr> <tr> <td>ADL維持等加算（申出）の有無</td> <td>□有 ■無</td> </tr> <tr> <td>夜間看護体制加算</td> <td>■有 □無</td> </tr> <tr> <td>若年性認知症入居者受入加算</td> <td>■有 □無</td> </tr> <tr> <td>科学的介護推進体制加算</td> <td>■有 □無</td> </tr> </tbody> </table>			月額	自己負担額（1割負担の場合）	要介護1	225,516円	22,552円	要介護2	249,818円	24,982円	要介護3	275,214円	27,522円	要介護4	298,798円	29,880円	要介護5	323,829円	32,383円	退院・退所時連携加算	■有 □無	退居時情報提供加算	■有 □無	入居継続支援加算 *1	■有 □無	■ I □ II	生活機能向上連携加算	□有 ■無	□ I □ II	個別機能訓練加算	□有 ■無	ADL維持等加算（申出）の有無	□有 ■無	夜間看護体制加算	■有 □無	若年性認知症入居者受入加算	■有 □無	科学的介護推進体制加算
	月額	自己負担額（1割負担の場合）																																					
要介護1	225,516円	22,552円																																					
要介護2	249,818円	24,982円																																					
要介護3	275,214円	27,522円																																					
要介護4	298,798円	29,880円																																					
要介護5	323,829円	32,383円																																					
退院・退所時連携加算	■有 □無																																						
退居時情報提供加算	■有 □無																																						
入居継続支援加算 *1	■有 □無																																						
	■ I □ II																																						
生活機能向上連携加算	□有 ■無																																						
	□ I □ II																																						
個別機能訓練加算	□有 ■無																																						
ADL維持等加算（申出）の有無	□有 ■無																																						
夜間看護体制加算	■有 □無																																						
若年性認知症入居者受入加算	■有 □無																																						
科学的介護推進体制加算	■有 □無																																						

協力医療機関連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 100 単位 <input type="checkbox"/> 40 単位
口腔・栄養スクリーニング加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
看取り介護加算 *2	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II
高齢者施設等感染対策向上加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II
生産性向上推進体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input checked="" type="checkbox"/> II
サービス提供体制強化加算 *1	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III
介護職員等処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II

介護予防特定施設入居者生活介護

	月額	自己負担額 (1割負担の場合)
要支援 1	82,951 円	8,296 円
要支援 2	130,108 円	13,011 円

各種加算の状況

退居時情報提供加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
若年性認知症入居者受入加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
科学的介護推進体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
協力医療機関連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 100 単位 <input type="checkbox"/> 40 単位
口腔・栄養スクリーニング加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II
高齢者施設等感染対策向上加算	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II
生産性向上推進体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input checked="" type="checkbox"/> II
サービス提供体制強化加算 *1	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III
介護職員等処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> I <input checked="" type="checkbox"/> II

- \*1 入居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。
- \*2 本施設においては、利用者・家族の状況および本施設・かかりつけ医療機関等の体制を考慮の上、看取り対応の可否を個別に判断いたします。したがって、看取りの対応に関しましては、利用者および保証人の意向に添えない場合があります。また、上記の条件を満たした上で本施設において看取りを行う場合であって、かつ看取り介護加算を算定する場合には、本施設は、あらかじめ利用者および保証人に対して説明いたします。

※ 上記の金額は、本施設で算定する加算を含めた金額表示となっております。

(4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続き等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通費用および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。</li> <li>・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。</li> <li>・くらし上乗せ介護費用については、消費者物価指数および人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。</li> <li>・敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。</li> </ul>		
前払金の保全措置	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	保全措置の内容 無の場合の理由	（前払い方式無しのため）
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	有の場合の保険名	（福祉事業者総合賠償責任保険）
消費税の対象外とする利用料等	敷金、家賃相当額、介護保険に係る利用料		
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	有の場合は（別添2）短期利用のサービス等の概要参照	

※7 総額表示のこと。

※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。  
多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。  
光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	<p>その方らしさに、深く寄りそう。</p> <p>ご利用者が「ご自分らしく生きること」を大切にしています。その方がどのような人生を歩まれ、何を望まれ、どのようなこだわりをお持ちなのか、心のありかを考えて、サービスのあり方を考えます。</p> <p>ご利用者が生きがいを感じながらホームでお過ごしいただくため、またご家族に安心してホームにおまかせいただくために、その方が持つ能力を最大限にいかしたサービスの提供を目指してまいります。</p>		
サービスの提供内容に関する特色	<p>利用者の心身の状態やご要望に応じて、適度な社会生活を維持できるように少人数グループケア（ユニットケア）を行っております。同じグループには、これまでのご生活やこだわりを伺っている気心の知れたスタッフが、お一人おひとりとの関わりを大切に、丁寧なサービスをご提供します。認知症の方も、お一人おひとりにあわせた生活プランを中心に、ゆとりを持ってケアすることで混乱なく日常の生活を楽しんで頂きます。日常生活は「くらし」がお世話させていただきますが、ご家族のこころのつながりは今まで以上に大切に、「ご利用者・ご家族・くらし」の三者で、その方ならではの「ご自分らしい」暮らし方を支えていくホームです。</p>		
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施	2 委託	3 自ら実施（一部委託） 4 なし
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし

(2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	施設の維持・管理費、水光熱費、厨房運営費等
	食費	1日3食の提供
	その他	なし
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用、については実費をご負担いただきます。 また、有料サービスの利用料および月額利用料に含まれないサービス等は、(別添1) 介護サービス等の一覧表・有料サービス一覧表に定めるとおりです。	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※13	給食業務：株式会社 LEOC	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当ホーム内：ホーム長 045-866-1165</li> <li>・(株)ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口 0120-251-662 (平日 09:30-18:00 定休日 土日、祝日、年末年始)</li> <li>・横浜市 はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター） 045-263-8084</li> <li>・神奈川県国民健康保険団体連合会 045-329-3447</li> </ul>	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、状況、処置等の記録を残し、必要に応じて市区町村へ報告します。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、対処方法について、ホーム内で対応マニュアルを定めており、都度その原因を解明し、再発生しないように対策を講じます。</li> </ul>	
事故発生の防止のための指針	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベネッセスタイルケアは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に加入しています。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、本件サービスの提供に伴って、ベネッセスタイルケアの責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼし、法的な賠償責任を負う場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、利用者が快適かつ心身ともに充実し安定した生活を営んでいただくために、最善の注意をもってサービス提供を行うよう努めておりますが、通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因がベネッセスタイルケアに起因しない場合には、責任を負いかねる場合があることを、予めご同意ください。よって、例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。</li> </ul>	

(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
	入居者基金への加入 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組みの状況	有	実施日 毎年4月頃
		実施内容 利用者アンケート調査
第三者による評価の実施状況	無	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き	<p>ホームは、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行い、確認書を取り交わします。その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。なお、3つの要件のいずれかを満たさなくなった場合には、身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を解除いたします。</p> <p>また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止の責任者をホーム長とします</li> <li>・苦情解決体制の整備</li> <li>・職員会議にて、定期的に虐待防止のための啓発・周知</li> <li>・身体拘束廃止のための指針の策定</li> <li>・マニュアルの整備</li> <li>・法令の定めに基づく研修の実施</li> <li>・法令の定めに基づく「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の開催</li> <li>・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告</li> </ul>	

※13 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※14 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

## 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	各居室	
入居後に住み替える居室又は施設を	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	一般居室 一時介護室 なし
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	利用者の要介護状態の変化に伴い、当該居室では適切な介護を実施できないおそれが生じた場合、ベネッセスタイルケアは、事前に利用者および保証人と協議のうえ、より適切な居室に変更することができます。
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	提携ホームなし

## 6 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 プラタナス 鎌倉アーバンクリニック	
	診療科目	内科、精神科	
	所在地	神奈川県鎌倉市扇ガ谷 1-1-29 大崎ビル 2階	
	協力内容	入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	① あり
診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保		① あり	2 なし
協力内容		<p>協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。</p> <p>利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)</p>	

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団平郁会 みんなの戸塚クリニック		
	診療科目	内科、皮膚科、老年精神科、眼科、神経内科		
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区吉田町 133 番地 2 第 2 カイビル 201-2 号室		
	協力内容	入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	① あり	2 なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	① あり	2 なし
協力内容		協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）		
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団 横浜平成会 平成横浜病院		
	診療科目	内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、泌尿器科、皮膚科、整形外科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、脳神経外科、乳腺外来		
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 550 番地		
	協力内容	入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり	② なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり	② なし
協力内容		協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）		
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人財団明理会 東戸塚記念病院		
	診療科目	内科、外科、整形外科、脳神経外科、循環器内科、糖尿病内科、泌尿器科、形成外科、皮膚科、健診科		
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区品濃町 548-7		
	協力内容	入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり	② なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり	② なし
協力内容		協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）		
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム 戸塚共立第 1 病院		
	診療科目	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、病理診断科、消化器外科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、消化器内科、脳神経内科、皮膚科、救急科、眼科、糖尿病内科、形成外科、呼吸器外科、呼吸器内科		
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 116		
	協力内容	入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり	② なし
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり	② なし
協力内容		協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。（医療費は利用者負担）		

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム 戸塚共立第2病院	
	診療科目	循環器内科、内科、整形外科、外科(消化器外科)、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、麻酔科、救急総合診療科、放射線科、皮膚科、乳腺外科、泌尿器科、脳神経外科、リハビリテーション科、歯科口腔外科	
	所在地	神奈川県横浜市戸塚区吉田町 579-1	
	協力内容	<p>入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保</p> <p>1 あり ② なし</p> <p>診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保</p> <p>1 あり ② なし</p> <p>協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。</p> <p>利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)</p>	
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム 戸塚共立いずみ野病院	
	診療科目	整形外科、脳神経内科、脳神経外科、内科、リハビリテーション科、麻酔科	
	所在地	神奈川県横浜市泉区和泉中央北 1-40-34	
	協力内容	<p>入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保</p> <p>1 あり ② なし</p> <p>診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保</p> <p>1 あり ② なし</p> <p>協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。</p> <p>利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)</p>	
協力歯科医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団高輪会 新横浜クルーズ歯科	
	診療科目	歯科	
	所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 16 番地 10 京浜建物第3ビル 201 号室	
協力内容	<p>協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の歯牙の健康管理等に関する相談に応じます。</p> <p>利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)</p>		
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	<p>・疾病・負傷等により治療が必要となった場合には、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、協力医療機関、近隣の診療所等の受診に協力します。協力医療機関以外の受診・治療は、原則、ご利用者・ご家族にてご対応をお願いいたします。</p> <p>※医療費は利用者の負担となります。</p> <p>・入院治療を必要とする場合は、利用者の意思を確認し、保証人の同意を得て、医師の判断／指示により、近隣病院への入院の協力をいたします。入院による不在が3ヶ月を超えた場合には、契約維持について、ホームよりご利用者／ご家族にご相談させていただきます。</p> <p>※医療費は利用者の負担となります。</p> <p>※入院期間における利用料の取扱いについては、「2泊3日以上不在時の扱い」に準じます。</p> <p>・夜間・緊急時の対応については、ホーム利用開始時に、「夜間・緊急時対応確認書」を作成、ご提出いただき、連絡先・対応方法を確認します。</p> <p>※ホームでは、あくまで「人命尊重」の原則に従って緊急時対応を行います。ご家族への連絡がつかなかった場合、ご家族からの指示をいただかないうちに、救急処置、緊急入院・手術などの医療処置におよぶ場合があります。</p>		

7 入居状況

この項目の情報は、2025年7月の情報です。

入居者数及び定員	74人 (定員 74人)				
入居者内訳	性別	男性	18人	女性	56人
	介護の要否別	自立	1人	要介護	64人
		要介護1	12人	要介護2	15人
		要介護3	14人	要介護4	13人
		要介護5	10人	要支援	9人
		要支援1	7人	要支援2	2人
		未認定	0人		
平均年齢	90.7歳 (男性 85.2歳 女性 92.4歳)				
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	ベネッセスタイルケアは、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、契約当事者が意見交換を行う場として運営懇談会を設置し、年1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催します。運営懇談会の構成員は、利用者、保証人、当ホームの管理者ならびにその他の職員とします。				

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

この項目の情報は、2025年7月1日時点の情報です。

(1) 職種別の職員数等

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (20時30分～翌07時00分) (最少人数)	備考(兼務・委託等)
		人数	うち自立対応		
管理者	1 ( 0)				
生活相談員	1 ( 0)	1.0			介護職員
直接処遇職員	44 ( 14)	39.2		5	
介護職員	34 ( 8)	32.5		4	生活相談員
看護職員	10 ( 6)	6.7		1	
機能訓練指導員	3 ( 2)				
理学療法士	2 ( 1)				
作業療法士	0 ( 0)				
言語聴覚士	1 ( 1)				
その他	0 ( 0)				
計画作成担当者	1 ( 0)				
医師	( )				
栄養士	( )				外部委託
調理員	( )				外部委託
事務職員	4 ( 4)				
その他職員	3 ( 3)				
合計	57 ( 23)			5	

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活に必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務	1 あり	2 なし
	業務に係る資格等	1 あり	
	資格等の名称	介護福祉士	
	2 なし		

	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	4	0	7	1	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	3	1	8	1	0	0	0	0	1	0
業務に従事した職員の経験年数に応じた人数	1年未満	3	3	2	1	0	0	0	0	0
	1年以上	0	2	13	2	1	0	1	0	0
	3年未満	0	0	5	1	0	0	0	1	0
	3年以上	0	0	5	1	0	0	0	1	0
	5年未満	1	1	3	1	0	0	0	1	0
	5年以上	0	0	3	3	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	3	3	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況 <b>①</b> あり 2 なし										

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値※17
要支援者の人数	8.6	8.7	9.1
要介護者の人数	62.6	64.1	63.6
指定基準上の直接処遇職員の人数※15	21.8	22.3	22.2
配置している直接処遇職員の人数※16	39.8	40.3	39.2
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.7:1	1.7:1	1.7:1
常勤換算の考え方	常勤職員が勤務すべき時間数で除して算出		

※15 常勤換算後の人数。 ※16 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※17 今年度の平均値は作成日の前月までの平均値。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人 ( 0人)	実務者研修	0人 ( 0人)
介護福祉士	18人 ( 0人)	初任者研修	16人 ( 0人)
介護支援専門員	0人 ( 0人)	無資格者	0人 ( 0人)

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( )に外数で記入する。

9 入居・退去等

この項目の情報は、2025年7月の情報です。

入居者の条件(年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結時に原則満65歳以上の方 ※満65歳未満の方はご相談ください。</li> <li>・常時または随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方</li> <li>・規定の利用料の支払いが可能な方</li> <li>・公的な医療保険に加入されている方</li> <li>・公的な介護保険に加入されている方</li> <li>・保証人を定められる方 ※身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。</li> <li>・当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方</li> </ul>
-------------------------------	---

身元引き受け人等の条件及び義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者には保証人を1名定めていただきます。保証人は個人とします。</li> <li>・当ホームの利用契約から生ずる、利用者のすべての債務の連帯保証(但し、保証人が利用者と連帯して保証する金額には、限度額を定めています。詳細については、利用契約書を参照願います。)</li> <li>・利用契約終了時の利用者の身柄引取り</li> <li>・介護サービス提供計画書(生活プラン)への同意の協力</li> <li>・利用者の治療、入院に関する手配の協力</li> <li>・利用者の治療等に関して、医療機関から医療同意を求められ、利用者がその意思を示すことができない場合、利用者に代わってその対応および手続きを行うこと</li> <li>・利用契約終了時に利用者が生存していない場合、返還金等の返還先口座の指定等</li> </ul> <p>※保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、利用者は新たな保証人を速やかに選定し、ベネッセスタイルケアに通知します。</p>										
生活保護受給者の受入れ対応	<p>■ 否    □ 可</p>										
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※18	<p><b>【利用者からの解約】</b>      利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、書面で1ヶ月前までに通知することによりいつでも本契約を解約することができます。ただし、利用開始日の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、利用者はいつでも本契約を解約することができます。なお、利用者とベネッセスタイルケアが合意の上で本契約の終了日の翌日を利用開始日とする本施設の新たな利用契約を締結する場合は、本契約の解約にあたり1ヶ月前までの解約の申し入れは不要です。      ※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の書面提出が必要となります。</p> <p><b>【ベネッセスタイルケアからの解約】</b>      次の事由に該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、少なくとも3ヶ月前に利用者および保証人に対して理由を示した書面により解約を申し入れることにより、本契約を解約することができます。この場合、ベネッセスタイルケアは、利用者および保証人に対して説明および協議の場を設けるものとします。      ①利用者が、利用料その他の支払いを1ヶ月以上滞納したとき      ②利用契約「禁止または制限される行為」の規定のいずれかに違反したとき      ③保証人が利用契約「保証人」の規定を遵守しなかったとき      ④利用者が、重篤な感染症にかかり、または保持し、利用者に対する通常の介護方法では感染を防止することができないとき      ⑤利用者、保証人または利用者の家族・その他関係者が、ベネッセスタイルケアの事業運営に支障を及ぼしたとき      ⑥利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、本施設において利用者に対する適切な本件サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき      ⑦利用者が本施設を不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、本施設への復帰が困難、あるいは利用者に復帰の意思がないと合理的に判断されるとき      ⑧天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小するとき      ⑨利用者・保証人または利用者の家族が、ベネッセスタイルケアまたはその従業員あるいは他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき      ※上記に関わらず、利用者、保証人または利用者の家族・その他関係者の言動および要望等が以下のいずれかに該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、3ヶ月前に理由を示した書面による申し入れをせずに、また、利用者および保証人に対して説明および協議の場を設けずに、解約することができます。      ・利用者自身、他の利用者またはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき      ・利用者自身、他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすとき      ・ベネッセスタイルケアの事業運営に重大な支障を及ぼしたとき</p> <p><b>【契約の自動終了】</b>      次の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。      ・利用者が死亡したとき</p>										
退去者別の人数(前年度における退去者の状況)	<table border="1"> <tr> <td>自宅等</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1人</td> </tr> </table>	自宅等	2人	社会福祉施設	2人	医療機関	4人	死亡者	18人	その他	1人
自宅等	2人										
社会福祉施設	2人										
医療機関	4人										
死亡者	18人										
その他	1人										
生前解約の状況(前年度における退去者の状況)	<table border="1"> <tr> <td>施設側の申し出</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>入居者側の申し出</td> <td>9人</td> </tr> </table>	施設側の申し出	0人	入居者側の申し出	9人						
施設側の申し出	0人										
入居者側の申し出	9人										

